

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十五日
掲載頁 一六七頁(号外第一九一号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月二十五日
掲載頁 一六七頁(号外第一九一号)
令和八年二月六日
千葉県市川市東菅野三丁目一番六号
(甲) 株式会社ベビカ
代表取締役 齋藤 栄輝
千葉県市川市東菅野三丁目一番六号
(乙) 株式会社リリーベツト
代表取締役 川端 博樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十四日
掲載頁 一一七頁(号外第一六一号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十四日
掲載頁 一一七頁(号外第一六一号)
令和八年二月六日
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
(甲) 旭化成電子株式会社
代表取締役 横山 泰一
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
(乙) 旭化成マイクロシステム株式会社
代表取締役 津田 亮

合併公告

債権者及び株主等関係者 各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず、乙の株主総会決議は令和七年十二月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月八日
掲載頁 九十五頁(号外第一五六号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十二日
掲載頁 五十一頁(号外第二三〇号)
令和八年二月六日
神奈川県横浜市区西みなとみらい四丁目四番二号
(甲) ジャパンマリンユニテッド株式会社
代表取締役 廣瀬 崇
熊本県玉名郡長洲町大字有明一番地
(乙) 株式会社JMUシステムズ
代表取締役 登川 康則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月七日
掲載頁 五十四頁(号外第一八〇号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月七日
掲載頁 五十四頁(号外第一八〇号)
令和八年二月六日
名古屋市千種区吹上一丁目四番一号
(甲) 日産プリンス名古屋販売株式会社
代表取締役 神田 昌明
名古屋市熱田区桜田町二〇番三四号
(乙) 愛知日産自動車株式会社
代表取締役 神田 昌明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 五十五頁(号外第一三八号)
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十日
掲載頁 一一七頁(号外第一三八号)
令和八年二月六日
大阪府北区中之島三丁目六番三三三号
(甲) N T N テクニカルサービス株式会社
代表取締役 加藤 隆幸
大阪府北区中之島三丁目六番三三三号
(乙) ユニトップ株式会社
代表取締役 吉田 真啓